

平成 1 8 年 4 月 1 3 日
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

平成 1 8 年第 7 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成18年第7回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成18年4月13日(木)

開会 午後1時36分

閉会 午後2時50分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

3 出席委員 藤本 靖 小林 章子
古木 光義 牧野 征夫
大澤 祥一

署名委員 古木 光義

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	大澤 祥一	教育部長	吉岡 正生
総務課長	渡邊 博	学務課長	島田 文直
指導課長	樋口 豊隆	指導主事	浅野 正道
学校給食課長	佐島 彰	生涯学習課長	府中 義則
体育課長	田中 博	公民館長	宿澤 正則
図書館長	藤田 力		

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係長 五十嵐 敏行

案 件

1 報告

- (1) 教育委員会職員の人事異動について
- (2) 小学校新1年生への防犯ブザーの貸与及び地域安全マップの配布について
- (3) 事業後援について（1件）
- (4) 立川市公立学校教職員定期異動について
- (5) 立川市公立学校教員の処分について（秘密会）

2 その他

- (1) 平成17年度第3回定期監査結果について

平成18年第7回立川市教育委員会定例会議事日程

平成18年4月13日
教育委員会会議室

1 議案

- (1) 教育委員会職員の人事異動について
- (2) 小学校新1年生への防犯ブザーの貸与及び地域安全マップの配布について
- (3) 事業後援について(1件)
- (4) 立川市公立学校教職員定期異動について
- (5) 立川市公立学校教員の処分について(秘密会)

2 その他

- (1) 平成17年度第3回定期監査結果について

◎開会の辞

- 藤本委員長 ただいまから、平成18年第7回立川市教育委員会定例会を開催いたします。
- きょうは、ご案内のとおり、協議事項がございませんで、報告、その他ということになっておりますのでよろしくお願いいたします。
- 署名委員に古木委員、お願いします。
- 古木委員 はい。

◎報 告

(1) 教育委員会職員の人事異動について

- 藤本委員長 1番の報告に入ります。
- (1) 教育委員会職員の人事異動について、総務課長、よろしくお願いいたします。
- 渡邊総務課長 それでは、お手元に配付をしております平成18年度立川市教育委員会事務局組織図をご覧いただきたいと思います。
- 今、部長の方から新任等につきましてはご紹介をさせていただきました。この表の網かけの部分が異動をした対象の課長、指導主事ということになっております。
- 後列の方が各課の係長の一覧となっております。この係長につきましても、網かけのあった部分が今回の異動対象ということになっております。係長は体育課で3名、公民館で1名、図書館で7名という異動になっております。
- それから、中ほどにあります生涯学習課の市民大学準備係、ここにつきましては2名増員となりまして、場所的には中央図書館の事務室内に入っておりますので、その辺ご承知おきください。以上でございます。
- 藤本委員長 ありがとうございます。特にご質問はないかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

◎報 告

(2) 小学校新1年生への防犯ブザーの貸与及び地域安全マップの配布について

- 藤本委員長 (2)小学校新1年生への防犯ブザーの貸与及び地域安全マップの配布について、学務課長、お願いします。
- 島田学務課長 報告させていただきます。
- 防犯ブザーにつきましては、入学式に間に合わせることができ、全新生にお渡しすることができましたのでご報告いたします。また、防犯ブザーと一緒に、3月に作成いたしました地域安全マップについても、新1年生全員に配布いたしました。
- 平成18年度については、地域安全マップを中学校でも作成を予定しています。4月中旬には作成依頼文書を送付し、4月いっぱいでの原稿の作成をお願いし、連休明けには全校から

の原稿を集め、印刷業者との契約を経て5月中には配布ができるよう取り組んでいきたいと考えています。

また小学校分については、作成したばかりですが、子どもたちが地域の安全について関心を持つことが大切ですので、今年度も内容を工夫するなどして平成18年度版として印刷しなおして、配布することを検討しております。

なお、防犯ブザーの貸与についてのお知らせを保護者に配布してあります。以上です。

○藤本委員長 何かご質問等ありますか。牧野委員。

○牧野委員 地域安全マップは先日、前年度末にさっと目を通させていただきました。あれによって各学校差が非常にまちまちであるということが1つ。

2点目は、まちまちなのはいいですけども、そのまちまちなさが曖昧なまちまちなさであるという指摘をしておきたいと思うのですが、というのは、交通ルールに対するものと、もう1つは人的な被害という部分のものと安全マップが一緒になってしまっているわけですから、その辺のところの整理をやらなければいけないだろうと思うのが1つ。

もう1つは、中学校と同じ校区でありながら、中学校区プラス小学校ということになってきますと複雑繁多になるのではないかなど。例えば中学校単位のものができたときに、今現存つくられている小学校とのマッチングをしながら、その地域の安全マップというものをつくっていく必要があるのではないかなどというようなことが考えられて、生活安全課の元課長がきていますので、そういったところでもご相談いただきながら、やはり学区としての安全マップというような方向づけができないのかどうか、検討をしていただければと思います。

○藤本委員長 学務課長。

○島田学務課長 ただいまのご指摘を参考にさせていただきながら、先ほど申し上げましたように、小学校についてはおよそ2学期ぐらいためを目途にしておりますので、中学校のものができてから、調整をしながら、さらに先ほど言われたように、それぞれ独自性でつくられていますので、前提としての条件がありませんでしたので、1回目はあまなっております。

ただ、先ほどご指摘がありました交通の危険と人的な被害の危険と、それらについては両方のものとして想定して一緒につくっておりますので、その辺の検討はこれからもう一度したいと思います。

○藤本委員長 小学校新1年生へ防犯ブザーは既に貸与したというお話ですが、何人でしたか。学務課長。

○島田学務課長 新入生全員です。

○藤本委員長 新入生全員で何人でしょうかとお伺いしたのですが、確認してなければいいです。

○島田学務課長 確認しておりません。

○藤本委員長 ほかにございますか。小林委員。

○小林委員 安全マップの件で、お話よくわかりまして、今度新しくまたいいものができるということで期待しております。

その各地域、学校から出てきたものを全部ご覧になっていただいて、それぞれのいいところ、それからどういうところをポイントにするかというような指導がやはり必要かと思うのですけれども、その辺はどういうようにお考えになっていますか。

○藤本委員長 学務課長。

○島田学務課長 ただいまのご指摘はそのとおりだと思いますので、できる限り、よい見本とか17年度のもの全部ありますので、それらの中から小学校にお願いするときにはそういう対応をしたいと思いますが、独自性の問題もありますので、先ほどの報告の中にありましたように、子どもたち自身が関心を持つというようなこともありますので、あまり型にはまったものにするという感じはとっておりません。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 わかりました。それぞれの地域で必要な部分というのをいろいろ考えながらつくられていると思いますので、つくり方の考え方みたいなものもよく聞いていただいて、絶対に落としてはいけない部分というのでしょうか、こういう視点で危険な所はどういう所というのがある程度各地域に伝わっていないと、独自性もいいですけれども、最低限必要なものは統一していただきたいなというように思います。

○藤本委員長 そういうご要望がございました。画一的に、こういうものでなければいけないということではないと思います。お話のとおり地域性がありますし、指導体制とか格差があるかと思いますが、今ご指摘いただいたような、落としてはいけないというものは共通して入るように、どうぞよろしくご指導方お願いいたします。

はい、牧野委員。

○牧野委員 地域安全マップの中で、今お話が出てきたところを整理していただいてお願いしたいのですけれども、どうしてもこういうマップ系ですとかそういうものは、絵に描いた餅の中に入ってしまう傾向が強いことが多いですね。やはり安全ということですから、指導という部分では各学校、地域、地域の中にもいろいろな地域がありますけれども、例えば今現在、あいあいパトロールとか各地域ごとにいろいろなことをやっていますけれども、そういう地域の特性なども生かしながら、地域の方にもそういったことをお知らせする、そういう中で安全を確保するというような、両面から、学校、地域というものをうまく活用しながら指導体制をとっていかないと、絵に描いた餅になってしまいそうだと思いますので、その辺のところは是非お考えいただければありがたいと思います。

○藤本委員長 教育部長。

○吉岡教育部長 ただいまのご意見ですが、立川市としては、立川市全体の中での安全マップ、これは言ってみれば地域版、大人版でございます。これの作成を計画しております。これにつきましては、各自治会単位とした中での計画でございます。

それと指導という指摘があったわけですがけれども、今回私どもがつくったものにつきましては危機意識の醸成ということで、児童生徒たちの目線で見えていただいた中での危険箇所の意識、これをつくるということで、これまでの安全マップ、そういった通学路の危険箇所、

保護者が、親が自らつくって親の目線で作ったものを配っていたというものがありますが、今回、若干それに意識を入れるような形で、子どもの目を見た子どもの目線での危険な箇所、危ないなという所を地図上に落とさせていただいたということです。

ですから指導というのは、そういった目線で物を見るようにという指導はしますが、「ここが危険ではないの」、「こういうことは危険ではないの」という指導はまだしていません。ですから、これは初めてできたもの、それもこちらで言うのも何ですが、短時間の内にこれだけ三鷹の方の中とかそういったものの安全マップ、埼玉の方ですが、その辺のところは議会でも出まして、それで急遽つくらせていただいたという感もあります。

しかし、その中で確か2月10日と11日でしたか、この作成に当たっての研修会もありまして、それに各学校参加させていただいておりますが、ただただ研修会へ出たということだけであって、その結果がその温度差があったのではないかなというような気も私もしておりますので、これをひとつの踏み台にした中で改善をしていくというのが今の学務課長の説明であり、これをつくりっぱなしではありませんということで、安全マップは生き物です、危険も常に変わっていますということの表現で説明をさせていただきました。

補足的に、以上です。

- 藤本委員長 ありがとうございます。教育委員会だけのものではありませんので、その中で生かされるようにということで、子どもなり、学校なり、地域なり、親なりが関心を高めていただくことが一番大事なことだというように思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎報 告

(3) 事業後援について (1件)

- 藤本委員長 次に(3)事業後援について、1件ございます。指導課長からお願いします。

- 樋口指導課長 事業後援についてご報告いたします。

昨年度、事業後援の承認をいただいているものでございます。本事業は財団法人モラロジー研究所主催で、平成18年8月8日火曜日に、小平市民文化会館ルネこだいらで行う教育研究会への後援でございます。

テーマは、「公教育の再生に道德教育を柱として」、講演は「慈悲の心を育てる」、「競争から共創の教育改革」等でございます。

添付しております資料に関しまして、事業後援申請書、裏面のものを使用しております。

報告、以上でございます。

- 藤本委員長 何かご質問等ございませんか。

昨年実施しております、心の東京革命との関連で実施しています。モラロジー、モラルの学問ということです。昨年の実績も報告されて、立川市の先生たちも校長含めて何人か出席されているように一番最後のページについていると思いますが、報告でございますので、よろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

○藤本委員長 ありがとうございます。

◎報 告

(4) 立川市公立学校教職員定期異動について

○藤本委員長 続きまして(4)立川市立公立学校教職員定期異動について、指導課長、お願いします。

○樋口指導課長 平成18年度教職員定期異動についてご説明いたします。

平成18年4月1日付の異動状況は4月3日にお渡しをしておりますが、本年度は校長以下、196名の異動がございました。

また新規採用教員につきまして、4月6日付で小学校3名、中学校2名、4月16日付採用で小学校4名の新規採用をしております。

以上でございます。

○藤本委員長 ご質問ありませんか。

〔発言する者なし〕

○藤本委員長 それでは、(5)立川市公立学校教員の処分についてに入りますが、これは人事に絡むものでありますので、秘密会で行うのが適当と思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○藤本委員長 異議なしですので、報告(5)については秘密会といたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時52分休憩

○藤本委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。

はい、牧野委員。

○牧野委員 先ほど秘密会の中で、不適切な言葉が不用意に出してしまったことに対する訂正をしたいと思いますので、後日、訂正を教育委員会とも相談をしながらやりたいというように思っています。

○藤本委員長 ほかの委員さん、よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○藤本委員長 では、そのように図らせていただきます。

◎その他

(1) 平成17年度第3回定期監査結果について

○藤本委員長 2番その他、(1)平成17年度第3回定期監査結果について、教育部長、お願いいたします。

○吉岡教育部長 それでは、平成17年度第3回定期監査結果についてご報告をさせていただきます。

監査の範囲につきましては、平成17年4月1日から平成17年12月31日までの教育委員会、これにつきましては簡単に言いますと学校教育関係でございます。所管の事務の執行について定期監査を受けました。

監査の期間につきましては、1月5日から3月28日の間ということで受けております。

監査の結果でございますが、歳入、歳出、これにつきましては概ね適正に事務処理が行われているということで、適正な執行に努められたいというように講評を得ております。

なお、その他につきましては、賃金にはじまりまして自動車運転日誌に至るまで、17件の指摘を受けております。これらの内容につきましては、非常に軽微なもの、ルーチンワークをはずれたもの等、まったく事務屋としての適性に欠ける部分等もございました。これらの内容につきましては、4月の末までにこれの正式な回答文、要するに適正な執行、この部分をこのように改善を図るだとかということで、4月の末に向けて定期報告書を出す予定となっております。

なお、この中で3ページの7番、その他ということで「子どもの安全安心のため、学校内外の先進的な取組みについては、今後も地域と連携を密にしながら、積極的に推進されたい」という、監査としては非常に珍しい言葉で学校教育の関係に関しまして受けております。

その指摘の中で、大きなもの、小さなものありますが、特にその中で小型焼却炉について、これはダイオキシン発生ということで数年前に使用禁止になっております。しかし撤去費用の問題等予算面から、これは非常に難しいということで、教育委員会としてもそのままにし

ておったわけですが、学校教育施設にこういうダイオキシン、これはどんどん腐食していきますので、そういったものを置いてあっていいのかということで、これは予算関係なくして、学校教育の精神の中で、撤去計画を作成をして対応していくというような考えで現在、計画書の策定をしております。

それとあわせまして、これが学校教育関係ですけれども、この次に5月31日に生涯学習関係、昔の社会教育関係、これがヒアリング、事務事業聴取があります。これの講評結果につきましては6月26日、ただいまお配りしてあるのが学校教育関係、5月31日に事情聴取を受けるのが社会教育関係ということで、これは3年に1度の定期監査ということになっております。

平成14年度に受けたときの定期監査の指摘、これらを踏まえた中で、改善を図られているところもありますが、直近で行われました学校教育関係の定期監査、日付等、印鑑等、その辺のところ抜けがないように現在指導をして、各課それに対応し精査をしているところでございますが、また6月26日以降の結果につきましても、この場をお借りしてご報告をさせていただきたいというように考えておりますが、何しろ細かいところについては各担当課長には強く申し入れて、意識の改善、これを求めているところでございますので、非常に読み取りにくい内容にはなっておりますけれども、どうぞご指摘をいただきながら、改善に努めてまいる所存でございますので、是非ともこれを目にされて、なぜこれが起きたのだというようなところもご指摘いただければ、我々の糧としていきたいというように考えております。

平成17年度第3回定期監査報告につきましては、以上でございます。

○藤本委員長 ありがとうございます。委員の方々、報告書が配られていると思いますが、ご覧になって今のお話はわかったと思いますが、何かご質問等ございましたらお願いいたします。古木委員。

○古木委員 3ページの備品の管理の(1)の、ある学校のビデオプロジェクター及び録音機が十分活用されていないということですが、これはどういうことなのでしょう。全校においても概ね活用されていないのでしょうか。

○藤本委員長 教育部長。

○吉岡教育部長 ビデオプロジェクターにつきましては、現在のパワーポイント、コンピュータを介してのこれが主流になりまして、この指摘を受けているのが10年以上前のビデオプロジェクターということで、現在テープのソフト部分でもなかなかなくなっているということで、学校とするとほこりをかぶっているような備品になってしまっているというのが実態で、そこを指摘されたわけです。

ですから、そういうような使用をしないものについては、備品の管理、管理と言いますと廃棄ですとかそういったことを適切に処理をしないさいというご指摘でございます。

○藤本委員長 よろしいですね。

○古木委員 ありがとうございます。

○藤本委員長 小林委員。

先ほど出ていた焼却炉のことですけれども、まさかこれは使用禁止で、使われているということはないですね。設備が残っているだけということですね。

○藤本委員長 学務課長。

○島田学務課長 この小型焼却炉の使用については既に禁止されていますので、そのようなことはありません。ただ、現状について、4月10日の日に古いものなど3箇所の学校を見てきましたけれども、焼却炉自体にダイオキシンが溜まっているとすれば、このまま放置できないという状態になっています。

あまりきれいな写真ではありませんけれども、撮ってまいりましたので、もし参考になるのであれば、これが現況です。行きましたのは一番古い七小と、南砂小と八小ですけれども、それぞれ昭和61年、62年、63年ということで18基の内では古いものなのですが、七小のものと八小、南砂小のとは小型焼却炉といってもメーカーが違うのでたいぶ腐食状態が違っていて、古いけれども七小はしっかりしているとかということがありまして、今後早急に対応を要するかどうかを把握するためには全校の調査が必要だというように考えております。

現状についてはそれを見ていただくとわかるのですが、保管の仕方が必ずしも統一しておりませんので、例えば七小についてはきちんと針金で焼却炉の入口とか出口とかをきちんと縛ってあったりするのですが、それが簡単に開くところもありますし、蓋が既にないものもありました。そういう状況ですので、早急に保管の方法について一定の基準を設けて、少なくとも保管されている間、児童なり地域に影響が出ないように早急にしなければならないということで、対応について検討しております。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 この写真は八小のものなのですが、中に何か入っていますけれども、ごみが入っているのでしょうか。

○島田学務課長 ごみを捨ててあるのだと思います。それも非常に問題があるので、それが開けてみてそうなっていたのですけれども、もう一箇所撮るともっと感じが悪いものが入っていました。それは写しませんでしたけれども。

ですから、そういう意味で保全の状況について学校にきちんと、一定の基準を設けてさせなければいけないのに、それができていなかったということを反省しております。

○藤本委員長 先ほど教育部長の方から撤去の方針の話はいただきましたけれども、撤去するまでの、いま学務課長のお話がありましたように、保全の状況を完璧な形で保全していただきたいというようにお願いしておきます。それで小林委員、よろしいですね。

○小林委員 はい。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 1ページの(1)番のア、2ページのウ、3ページ目の(5)、これはそれぞれ賃金、お金に関するのと勤務時間の問題等々が絡んでくると思いますが、この辺のところの臨時職員賃金、勤務時間の取扱い、もう1つは心障教育振興に係る臨時指導員賃金の問題、集計方法の統一化について検討願いたいということと、扶助費については、付添回数に集計誤り

が見受けられるというようなことが記載されていますけれども、この辺はどういうことなのでしょう。

○藤本委員長 学務課長。

○島田学務課長 2番の歳出予算の執行についての(5)扶助費についてであります。内容は心障学級通学に係る通学付添費について、付添回数の集計誤りが見受けられたので、適正に処理されたいということにつきましては、集計の誤りがなされないように帳票を既に変更いたしました。その結果、付添回数が見やすくなり、適正に今後は処理できるものに改善されております。

○藤本委員長 教育部長。

○吉岡教育部長 ご指摘のアについての、派遣ということで勤務時間等、これについては職員の単純計算間違いが見受けられております。それに伴いまして、帳尻を合わせるがための出勤簿印ありました。こういったことがないようにということで、これは正確に記するという事で、学務課と同じように帳票に若干の問題があるという、そういった指摘が学校給食課でもありました。帳票に検印欄を設けてない。文書の使用書には検印をもらうこととなっております。帳票にそのもの自体がないだとか、本当に初歩的な帳票の作成から、まずそれを受けての計算の方法ですとか、縦横、その辺の集計ミスですとか、そういったものがこういう形で指摘をされております。

補足ですが、この指摘事項につきましてはホームページで掲載される予定になっておりますので、教育に関する監査結果について、まさか教育委員の方にもいかないとも限らないので、この場をお借りして報告させていただいているということでございます。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 勤務時間数の集計の誤りがあったということは、賃金にも誤りがあったということなのですか。それは職員にはどのように対処されるのでしょうか。

○藤本委員長 教育部長。

○吉岡教育部長 この表現ですが、臨時指導員といいますのは、通常の勤務形態、例えば9時から4時ですとかそういうのがありますけれども、この心障臨時指導員、これについては宿泊研修等あります場合、これについては正規の勤務時間プラスすることの夜間ですとかあります。その辺の表現が、宿泊訓練などで行く場合については、正規の時間というのは通常の臨時職員は昼間の時間帯です。宿泊訓練に行く場合、これも臨時で対応する場合がありますので、その場合の勤務時間、それをちゃんとした中で整理しておけば1日の流れでわかるわけですがけれども、現在の帳票の中ではありません。だいたい普通の昼間の勤務時間形態になっておりますので、その辺のところもあって、集計方法もまちまちになっていたということなので、わかりいいような帳票を作成し、集計に間違いが起きないような方法を取り入れられたいというようなご指摘でございます。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 個々人の集計が間違っていたということは、賃金も間違っていたということですか。

か。

○藤本委員長 教育部長。

○吉岡教育部長 当然、勤務時間数が、時間給ですから、それでいきますと正規な時間に戻して、正規な単価をかけて、それが正当な賃金であるということに是正をしたということで、それがなされていなかったということです。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 規則どおりに払われてないというのはすごく問題だと思うのですが、実際に多く払い過ぎたとか少なかったとかという場合はそれはまた訂正して、正当な賃金が払われているのかどうかということです。

○藤本委員長 教育部長。

○吉岡教育部長 結果から言いますと、それについては精算をされております。と言いますのは、翌月に精算をするだとか、その精算をしたという表現が欠落したということでございます。実態は、余計なお金は支払うことはできませんので、そこで翌月精算をして、整合を図っているということでございます。

○藤本委員長 ご理解いただけましたでしょうか。よろしいですか。小林委員。

○小林委員 対処的にはしているわけですね。

○吉岡教育部長 はい。

○藤本委員長 それでは、この結果については、また後日、何かありましたらご報告いただけるようでございます。

はい、牧野委員。

○牧野委員 3 ページの 5 番の被服の問題、適正に管理されていたというように書いてありますけれども、今、被服の貸与というのは、例えばどんな作業部門に対して貸与しているのか教えてください。

○藤本委員長 総務課長。

○渡邊総務課長 被服貸与は、私ども一般事務については被服貸与は原則的には行われておりません。給食関係とか用務、こういう技能労働職のところにはすべて被服貸与をしております。特に安全、衛生、こういうところの、守る職場につきましては貸与をしております。

○藤本委員長 よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

◎閉会の辞

○藤本委員長 それでは、以上で本日の定例会は終了したいというように思います。ありがとうございました。

午後 2 時 5 0 分閉会

署名委員

.....

委員長